

1 健康観察の徹底

- 学校への登校・出勤前には、毎日家庭で検温を行うとともに、風邪症状の有無等を確認する。また、検温票（記録用紙）を活用して、児童生徒については登校時に担任等が、教職員については出勤時に管理職が、健康状態を確認する。
- 学校への登校・出勤前に検温を忘れた者は、保健室等で検温する。
- 児童生徒や教職員に発熱や風邪症状等がある場合には、症状がなくなるまでは自宅で休養するように指導する。その際は、児童生徒は出席停止等、教職員は特別休暇として扱う。なお、症状がなくなった後、すぐに登校してよいかどうかについては、そのときの地域の感染状況によって判断する。
- 医療的ケアが必要な児童生徒の中でも、呼吸器の機能障害や基礎的疾患等がある児童生徒については、保護者と主治医が相談の上、登校について判断する。
- 校内で発熱や風邪症状等が確認された児童生徒は、早退とする。早退するまでに迎えなどで待機が必要な場合は、本人や他の児童生徒に配慮し、空き教室等を利用することも検討する。
- 保護者から感染の可能性を理由に学校を休ませたいと相談された場合は、校長が合理的な理由があると判断したときは、出席停止等として扱う。（「非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」について柔軟に判断することになる。）

2 日常の感染症対策の徹底

（1）こまめな手洗いの徹底

- 基本的には、流水と石けんで手洗いをを行う。流水による手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用する。
- 登校後、給食の前後、外や特別教室等から教室に入るとき、トイレの後は、必ず手を洗うよう指導する。
- 共有する教材や教具、情報機器等を使用する前後は、手を洗うよう指導する。
- 水道に並び際は、前後の人と距離をとるように指導する。また、蛇口は隣同士の間隔を空けて使用する。

（2）換気の徹底

- 気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行う。困難な場合は、こまめに（30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、数分間程度）窓を全開にする。体育館のような広く天井の高い部屋でも同様とする。
- 常時窓を開ける幅は、10cm～20cm程度を目安とする。さらに、上の窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる。また、廊下の窓も開けることも必要である。
- 暴風雨や光化学スモッグ等、気候上窓を広く開けて外気を大量に入れかえることが難しい場合には、児童生徒等の健康観察を行いながら可能な限りの換気（おおむね30分おき5分程度）や出入口を開ける対応などを検討する。
- エアコンを稼働した場合でも換気は必要であるため、外側前後の窓等を一部開ける。また、廊下側欄間等を開ける。また、休み時間（5～10分程度）は、窓を全開して換気する。【日本薬剤師会より】
- 換気扇等の換気設備がある場合は、常時運転にする。ただし、自然換気と併用する。

（3）児童生徒等や教職員のマスク着用

- 近距離での会話や発声等が必要になる場合があるため、正しくマスクを着用させ、咳エチケット等を指導する。（鼻出しマスクや顎マスク等は、マスクの着用と言えない。）
- マスクの着用により、喉の渇きを感じにくくなることが予測される。熱中症予防のため、水筒を持参し

て休み時間ごとに水分を補給するように促す。

- 気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い（暑さ指数（WBGT）等の値も参考にすると判断した場合は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をした上で、マスクを外してもよいことを指導する。
- フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意する。

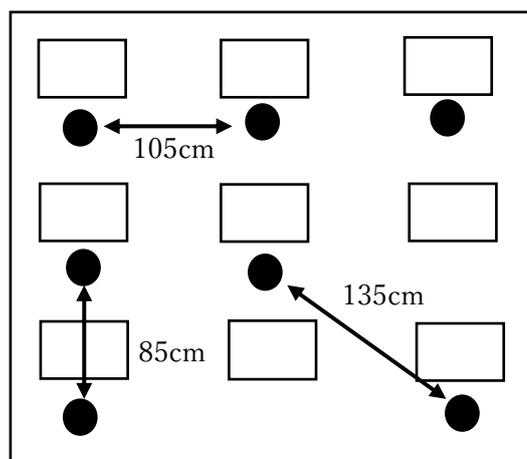
(4) 学校の保健管理

- 手が触れる機会が多い場所（ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口等）は、1日1回消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。家庭用洗剤等を用いた拭き掃除で代替することも可能。
- 器具・用具や清掃用具等、共用する物を使用する際は、使用の前後の手洗いを徹底する。
- 冬季では、換気により室温を保つことが困難な場合が生じることから、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。

(5) 教室内の座席

- 座席間の距離を、おおむね1～2m保てるよう可能な限り工夫する。

【右図は感染観察レベルかつ経路不明の感染者なしの場合の例示：文部科学省より】



(6) 授業での配慮事項

- 次の内容は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの適切な感染症対策を行った上で、実施してもよい。（レベル1地域の場合）

○対面での活動や密集して活動するグループ活動

○理科における近距離で活動する実験や観察

○音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や管楽器演奏および身体の接触を伴う活動

○図画工作、美術における近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動

○家庭科や、技術・家庭科における近距離で活動する調理実習

○体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面の多い運動。水泳指導は、学校ごとに判断する。

【レベル2地域の場合】

上記の活動は、可能な限りの感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。（未実施が可能なものは避ける。一定の距離を保ち、回数や時間を絞る等の対応が必要）

- 留意点
- できるだけ個人の教材教具を使用。貸し借りをしない。
 - 器具や用具を共有する場合は、使用前後の手洗いを行う。
 - 可能な限り屋外での実施。

【レベル3地域（緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置が発令されている）の場合】

上記の活動は、基本的には実施しない。特に体育では、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動を実施する場合は十分な距離を空けて行うこと。

- ・体育では、原則として教職員はマスクを着用するが、児童生徒には着用を求めない。しかし、児童生徒から着用の希望があった場合には、着用を否定するものではない。また、教職員も児童生徒への指導のために自ら運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ない。
- ・合唱を行う場合は、マスクを原則着用する。児童生徒同士、指揮者・伴奏者と児童生徒、発表者と聴いている児童生徒等との間隔は、前後、左右とも2m（最低1m）空ける。また、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。窓等を対角に開け、常時換気を原則として、連続した練習時間はできる限り短くする。近距離での大声は、徹底的に避ける。
- ・机間指導を実施する際は、児童生徒との距離に配慮し、対面での指導は控える。
- ・更衣室等、狭い空間を利用する際は、時間差で利用するなどの工夫をする。

(7) 清掃活動について

※清掃前後に、流水と石けんでの手洗いを徹底し、通常の活動範囲で行う。

- ・換気のよい状況でマスクを着用して行う。
- ・清掃前後の整列は、可能な限り隣との間を空ける。
- ・活動場所への移動は、時間差で行うなど、密集・密接を避ける工夫をする。
- ・雑巾を共用しないように、1人1枚配布する。
- ・机、椅子は、通常の清掃活動の範囲（水拭き等）で行う。衛生環境を良好に保つ観点から、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・トイレ、洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で行う。
- ・床は通常の清掃活動の範囲で対応してよい。

(8) 学校行事や集会等での配慮事項

実施に向けた様々な工夫等をあらゆる角度から検討することを基本とする。

- ・「密閉、密集、密接」を避け、短時間で終了するよう意図的、計画的に行う。
- ・身体接触や互いに接近して行う活動を伴う内容は、マスクの着用や換気、手洗い等、適切な感染症対策を行った上で段階的に活動の場を広げるなど、慎重に検討する。
- ・不特定多数の者と接触するおそれのある活動は、接触を回避する方法（外部公開をしない等）が講じられる場合は、基本的な感染症対策を施した上で実施してもよい。
- ・校外学習は、行き先の感染リスクを確認した上で、実施してもよい。
- ・バス等による移動を伴う場合は、マスクを着用し、安全に配慮しながら定期的に換気を行う。
ただし、県境をまたぐ移動を伴う行事は、栃木県または行き先に「緊急事態宣言」が発令されたり、「まん延防止等重点措置」に指定されたりしている場合には、原則中止や延期を踏まえて、慎重に検討する。

(9) 部活動での配慮事項

- ・児童・生徒の安全確保のため、児童・生徒だけに任せるのではなく、教師が活動状況を確認する。
- ・活動時間や休養日については、市部活動ガイドラインに準拠する。
- ・校内での活動を基本とし、他校との練習試合や合同練習、演奏会等は下都賀地区管内を基本とする。他地区と行う場合は、市教委に連絡の上、許可を受ける。ただし、種目によっては、他校との交流を見合わせる場合もある。
- ・校外で活動する場合、活動場所への車やバスでの移動の際は、原則としてマスクを着用し、定期的に換気をする等、感染症対策を行う。
- ・運動部は、中央競技団体の競技開始等ガイドラインで、活動内容の留意事項を確認した上で活動する。

文化部は、活動場所が密にならないようにするとともに、活動場所のこまめな換気や身体的距離を十分確保するなど、安全対策を講じて活動する。

- 屋内での活動では、30分に1度（5分程度）の換気を行う。
- 活動開始前に生徒の状況（体温、体調）について健康観察シートを活用して把握する。生徒に風邪症状等がある場合には、速やかに帰宅させる。
- 互いが接近した状態でのかけ声やミーティング等は避ける。
- 活動で使用したもので、消毒が可能な場合は、消毒を行う。また、休憩時及び練習終了後、児童生徒に必ず手洗い等を徹底する。
- 水分補給のためのボトル等は、個人のものを利用する。
- 運動部でのマスク着用は、運動をする際は必要としない。（生徒が着用を希望する場合は、家庭用マスクの着用を否定するものではない。熱中症に十分配慮する。）ただし、活動終了後の後片付けや着替えの際には、着用する。また、文化部はマスクを着用する。必要に応じて、感染症対策を講じた上で、マスクを外してもよい。
- 熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や距離を十分取る等の配慮の上、マスクを外すよう指示する。
- 顧問は原則として指導中はマスクを着用する。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外してもよい。
- 学校施設を利用した練習試合等を開催する際には、「部活動実施に係る対応マニュアル」（2020.7.28 Ver.3 栃木県教育委員会スポーツ振興課）に添付されている「参考資料2 学校施設を利用した練習試合等を開催する際の留意事項」に準じて、感染防止対策を講じる。

【レベル2地域の場合】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする機会が多い活動、向かい合って発声したりする活動は慎重な検討が必要である。

(10) スクールバスでの配慮事項

- 定期的に窓を一部開けて換気を行う。常時窓は少し開いていることが望ましい。開いている窓から、顔や手、腕等を出さない指導を徹底する。
- 乗車前に検温を行うよう保護者との連携を図るとともに、乗車時に運転手が児童に口頭で健康状態を確認する。
- マスクを必ず着用し、会話を控えるように指導する。
- ドアノブや手すり、座席等の消毒について、委託業者と連携を図る。

3 学校給食の実施

- 「学校給食衛生管理基準」の遵守を徹底する。
- 担任等は、給食当番の児童生徒等に対して、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装、手指の確実な洗浄等を確認する。不十分な場合には、給食当番を変えるなどの対応を行う。
- 会食時は、席を向かい合わせにしない。また、会話は控えるように指導する。喫食中には机の上にハンカチ等を置いて、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。
- 時間差を設けて配膳するなど、密集を避ける配慮を行う。
- 後片付けは個人で行ったり、時間差を設けたりするなどの配慮を行う。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での 感染リスクの低い活動 で短時間での活動に 限定
レベル2	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	感染リスク の低い活動 から徐々に 実施	感染リスクの低い活動 から徐々に実施し、教 師等が活動状況の確 認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	適切な感染対策を行っ た上で実施	十分な感染対策を行 った上で実施

(参考)

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症分科会提言(※)における分類		
レベル3	ステージ Ⅳ	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	(病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が派生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。)
レベル2	ステージ Ⅲ	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	(ステージⅡと比べてクラスターが広範囲に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。)
	ステージ Ⅱ	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	(3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療体制への負荷が蓄積しつつある。)
レベル1	ステージ Ⅰ	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	

※「今後想定される感染状況と対策について」(令和2年8月7日新型コロナウイルス感染症分科会提言)

4 新型コロナウイルス感染症が発生した場合などの対応

- ◇児童生徒等や教職員が感染者となった場合、市教育委員会及び県南健康福祉センターへ連絡する。
県南健康福祉センター等から濃厚接触者に特定された連絡があった場合は、市教育委員会へ連絡する。
また、県等の衛生主管部局から市教育委員会が情報を把握した場合、市教育委員会は当該学校に連絡する。
- ◇栃木県が緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域に指定されている場合、学校は校内の濃厚接触者等の候補者リストを作成に協力する。

※感染者とは、遺伝子検査(PCR検査等)の結果が陽性となったもの

※濃厚接触者とは、保健所の調査の結果、特定されたもの

【連絡先】

下野市教育委員会 学校教育課 0285-32-8918

県南健康福祉センター 0285-22-0302

(1) 児童生徒が感染者になった場合

- 当該児童生徒等は、治癒するまで出席停止とする。学校は市教委と連携を図り、最長 2 週間の臨時休業を基本に対応する。当該児童生徒の兄弟は、本人や保護者の同意の上で、濃厚接触者の指定の有無がわかるまで出席停止とする。
- 県南福祉健康センターの疫学調査へ協力する。
- 当該児童生徒への行動履歴等のヒアリングは保健所が行う。保健所の調査には協力する。(栃木県が緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域に指定されている場合、学校は校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成し、保健所に提供する。)
- 保護者や関係者への連絡を行う。
- 他の児童生徒の健康状態を把握する。
- 臨時休業等への対応(学習支援等)を実施する。
- 学校行事や部活動は、保健所の疫学調査の結果が出るまでは、原則全学年とも自粛する。自粛後の学校行事の中止又は延期の判断は、学校長の判断に委ねる。

(2) 児童生徒が濃厚接触者になった場合

- 当該児童生徒は出席停止(感染者と最後に濃厚接触をした翌日から起算して 2 週間)とする。学校は、市教委と連携を図り、個の出席停止、学級閉鎖や学年閉鎖または最長 2 週間の臨時休業等を基本に対応する。
- 当該学年の学校行事は、検査結果が出るまで、原則自粛する。
- 当該学年の児童生徒の部活動への参加及び当該児童生徒が所属する部活動の実施は、検査結果が出るまで原則自粛する。
- 当該児童生徒の行動履歴等を把握して、接触したと思われる児童生徒の健康観察を行う。また、接触の度合いによっては、学校行事や部活動の自粛を適用する範囲を広げることが検討する。(最終的な判断は校長に委ねる)
※濃厚接触者として疑いがある者(家族等に濃厚接触やその疑いがある者がいる等)について、保護者の意向や感染が心配される合理的な理由等から判断して、出席停止等の措置をとることができる。

(3) 教職員が感染者又は濃厚接触者になった場合

- 上記(1)(2)と同様の対応とする。
- 感染者となった場合は傷病休暇、濃厚接触者となった場合は特別休暇または在宅勤務とする。

5 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策について、発達段階に応じた指導を行い、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これらを防ぐ行動をとることができるように指導する。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、発達段階に応じた指導を行うことを通じ、このような偏見や差別が生じないように指導する。